

江東区民まつり中央まつりにおけるテントの装飾等について

出店要領「1 出店規定（共通事項）」

- (3) 出店者は、商品等の保管・販売に際して、指定されたテントの区画からはみ出さないものとする。
- (4) 出店テントの外側に装飾等を行わないこと。特にテント上部の看板等は設置しないこと。遵守しない団体は、来年度以降の出店を認めないこととする。

江東区民まつり中央まつりの出店要領では、上記のとおり規定しているが、賑わいの創出及び来場者の利便性向上の観点から、以下の範囲で許容する。

ただし、江東区民まつり実行委員会より是正の指示があった際は速やかに対応すること。

1 テントの区画

テントの区画は、テントのサイズ（2.7m×3.6m）内とする。

例外として、テントの前方1mまでは、宣伝活動やリーフレットの配布等のみ可能とするが、物品等は設置しないこと。

**【注意事項】** 調理及び飲食物の販売は必ずテントの中で行うこと。

2 テントの装飾

テントの装飾は強風や落下等により、参加者に危険が及ばないよう必ず安全対策をすること。万が一、参加者等がけが等をした場合は、各出店者の責任で対応すること。

サイズ	テント上部の骨組みから60cm（A3サイズ長辺程度）以下のもの
素材	①表示物：・普通紙をラミネート加工したもの及び同等以下のもの ⇒木の板や鉄板（木枠や鉄枠の使用を含む）は禁止 ・ダンボール（プラスチックダンボール）等の軽量なもの ②装飾品：紙製や布製のもの
のぼり旗	・必ずテントの支柱（足）に固定し、倒れないようにすること。 ・サイズは1,800mm×600mm以下のものを使用すること。 ・1本の支柱に対して複数ののぼり旗を固定しないこと。

※あくまで一例であり、実行委員会から指示があった場合は速やかに対応すること。

【良い例】



【悪い例】



問い合わせ先

江東区民まつり中央実行委員会事務局 TEL 03-3647-4963  
（江東区地域振興課 交流推進係）